

区立小中学校特別支援学級の 整備に関する方針

令和6年3月
台東区教育委員会

【目次】

1 策定の経緯	1
2 策定の目的	1
3 特別支援学級の現状と課題.....	2
(1)知的障害特別支援学級.....	2
(2)通級指導学級	4
(3)特別支援教室	6
(4)自閉症・情緒障害特別支援学級	8
(5)その他の特別支援学級(視覚障害、肢体不自由、病弱・身体虚弱)	9
4 特別支援学級の整備方針	10
(1)知的障害特別支援学級の増設に向けた取り組み	10
(2)自閉症・情緒障害特別支援学級の新設に向けた取り組み.....	10
(3)通級指導学級(難聴・言語)、特別支援教室の安定した運営に向けた取り組み	10
5 整備にあたって	11

1 策定の経緯

近年、全国的に特別支援学校や特別支援学級に在籍する子供の人数は年々増加しています。平成24年から令和4年の間で義務教育段階の児童・生徒が1,040万人から952万人へと1割程度減少する一方、特別支援学級に在籍する児童・生徒数は、約16万人から約35万人へと2倍以上に増加しています。本区においても、知的障害特別支援学級の在籍児童・生徒数は、平成24年の64人から令和4年の91人と約1.5倍に、特別支援教室の在室児童・生徒数も同期間で67人から338人と約5倍に増加し、特別支援教育のニーズが高まっています。

国は、平成17年4月施行の「発達障害者支援法」で、国及び地方公共団体は、可能な限り発達障害児が発達障害児でない児童と共に教育を受けられるよう配慮しつつ、適切な教育的支援を行うことなど必要な措置を講じるものとするを明文化しました。平成19年9月には「障害者の権利に関する条約」に署名し、インクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の充実に取り組んでいます。

東京都では、平成16年11月に「東京都特別支援教育推進計画」を、平成28年2月に「東京都発達障害教育推進計画」を策定し、障害の有無にかかわらず全ての児童・生徒が、その持てる力を最大限に伸ばし、将来の自立と社会参加を実現できるよう適切な支援を行うとともに、通常の学級における教育的支援をはじめ、障害の状態に応じた多様な教育の場の拡大に取り組んでいます。

区は、国や東京都の計画等に基づき、子供たちが障害の有無にかかわらず、できるだけ同じ場で学ぶことを目指すとともに、個別の教育ニーズに応じた多様な学びの場を整備していくことに取り組んでいます。知的障害特別支援学級については、在籍児童・生徒数の増加に合わせて、令和4年度に浅草中学校に同学級を設置し、令和6年度には東泉小学校に新設を予定しています。特別支援教室については、東京都のガイドラインに基づき、指導を受ける児童・生徒が可能な限り多くの時間を在籍学級で他の児童・生徒と有意義な学校生活を送ることができるよう、小学校は平成29年度に、中学校は令和2年度に、通級指導から巡回指導に変更しました。

2 策定の目的

本整備方針は、障害のある児童・生徒の自立や社会参加に向けて、一人ひとりの教育的ニーズを把握するとともに、本区の教育資源を最大限に活用し、個々の障害種別や特性に応じた環境整備を実施することにより、特別支援教育を必要とする子供たちがその能力を最大限に発揮できる学びの場を提供することを目的に策定するものです。

3 特別支援学級の現状と課題

(1)知的障害特別支援学級

①設置状況

令和5年5月現在、本区では小学校3校、中学校2校に、知的障害特別支援学級を設置しています。

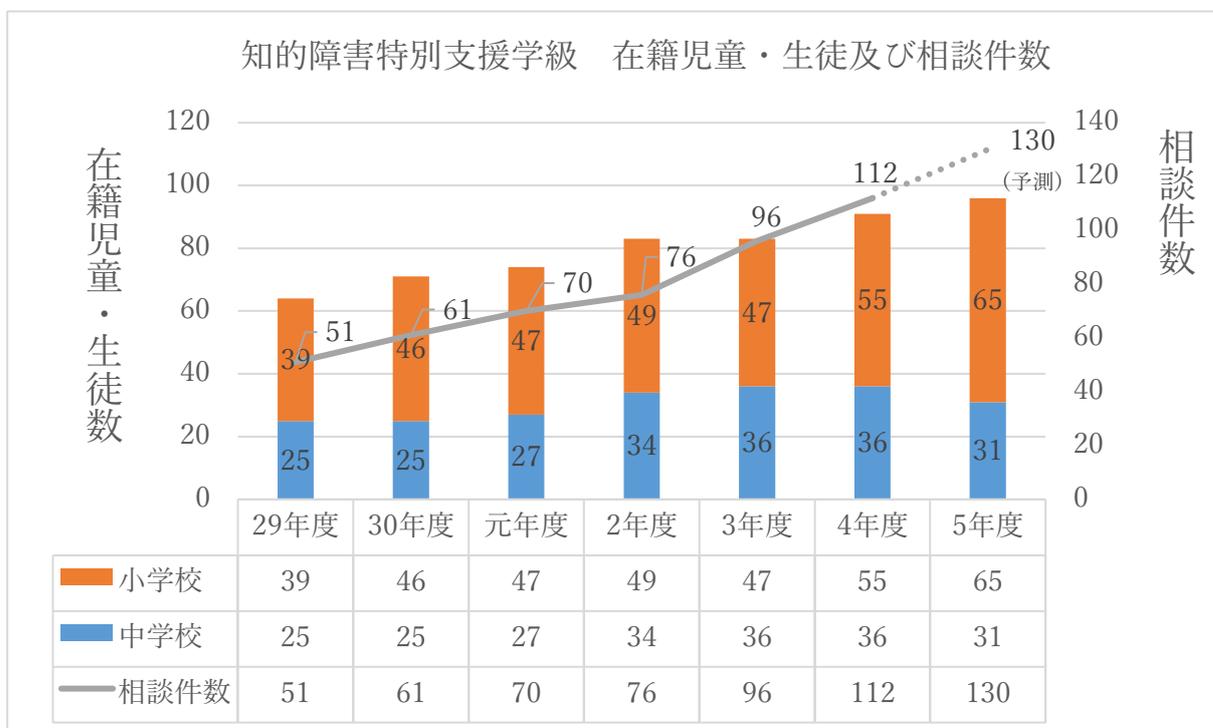
社会全体で特別支援教育への理解・認知が進んでいること、相談しやすい環境が整ってきたことなどを背景に、就学相談件数は年々増加しており、特に小学校の知的障害特別支援学級の在籍児童数は年々増加しています。（図1参照）

◇設置校(令和5年5月1日現在)

学校名	開設	学級数	人数	合計
蔵前小学校	昭和36年	4	26人	65人
松葉小学校	平成18年	2	13人	
金竜小学校	昭和27年	4	26人	
柏葉中学校	昭和29年	4	28人	31人
浅草中学校	令和4年	1	3人	

※令和6年度、東泉小学校に新設予定。

(図1)



※在籍児童・生徒数は、各年5月1日時点の人数。

※就学相談件数は、次年度の就学に向けて実施した件数を表しており、令和5年度は年度末における予測数値。

②対象となる児童・生徒

知的障害は、知的機能(※1)や適応機能(※2)に明確な遅れが発達時(おおむね18歳まで)に生じている状態を指します。

知能指数(※3)だけでなく、適応機能に応じて4段階(軽度、中度、重度、最重度)に分類されます。

本区においては、知的発達に遅れがあり、他者との意思疎通に軽度の困難が生じて日常生活を営むのに一部援助が必要で、社会生活への適応が困難である程度の児童・生徒が対象となります。

- (※1)知的機能 …習得的な知識だけでなく、様々な状況における課題を合理的に解決するための機能を指します。
- (※2)適応機能 …社会生活を円滑に送るために必要な機能(学習に必要な能力や問題解決能力、社会性やコミュニケーション能力、生活能力等)を指します。
- (※3)知能指数(IQ) …知能の水準あるいは発達の程度を測定した検査の結果を表す数値を指し、知能のおおまかな判断基準とされると同時に、知的障害等の診断や支援に利用されます。

③指導の概要

教育課程は、特別支援学校小学部・中学部の学習指導要領を参考として、児童・生徒の知的発達の程度や学校生活・社会生活への適応の状況等及び生活経験などを踏まえ、各教科、道徳科、外国語活動(小学校のみ)、総合的な学習の時間、特別活動、自立活動の指導(※)を行います。

学級の授業では、低学年・高学年に分かれての授業のほか、国語や算数では習熟度別に小人数のグループ指導を行っています。

- (※)自立活動の指導 …障害による学習上または生活上の困難を主体的に改善・克服するために必要な知識、技能、態度及び習慣を養い、もって心身の調和的発達の基礎を培うための指導を指します。

④今後の課題

増加する需要に対応して、適切な教育環境を整備するために、知的障害特別支援学級の増設を検討していく必要があります。

学級新設にあたっては、毎日通学する児童・生徒にとって通学しやすい「通学の利便性」や既設置校との地域バランスを考慮した位置に設置することが必要となります。

また、他者との意思疎通や社会性を身に付けるための集団指導、個々の能力や特性に応じた個別指導を行うための環境整備が必要となります。

(2)通級指導学級(障害種別:難聴・言語)

①設置状況

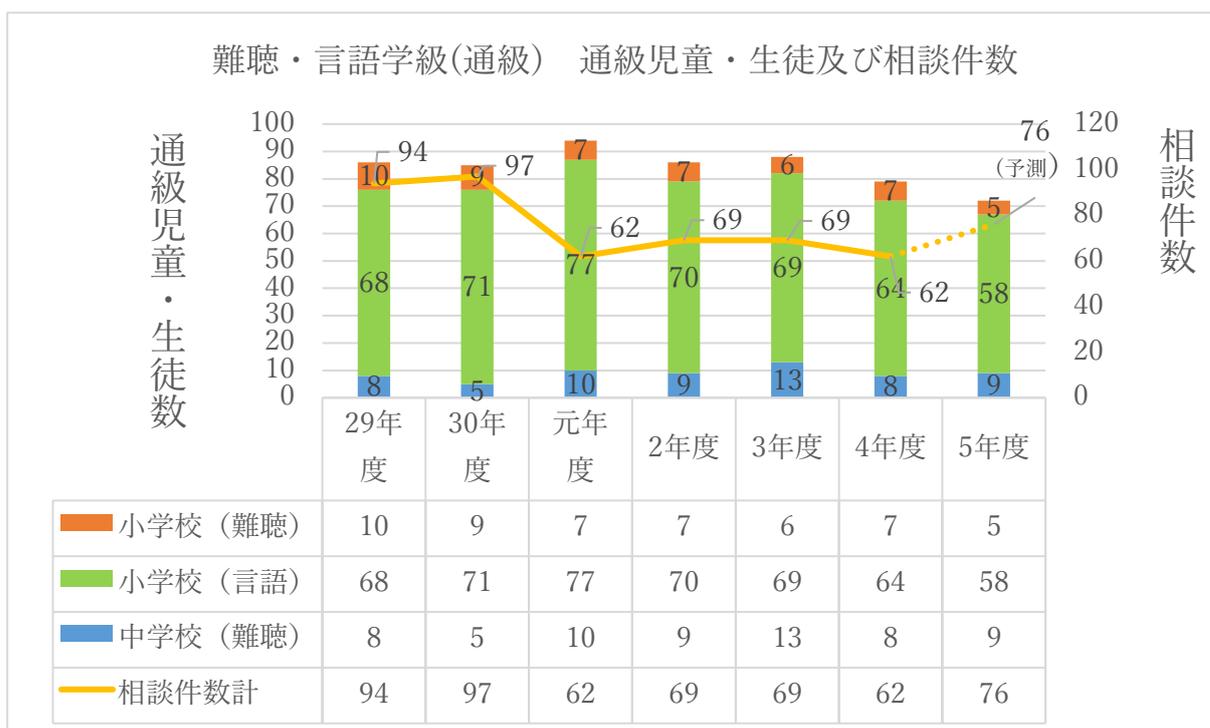
令和5年5月現在、本区では、難聴に関する学級を小学校1校、中学校1校に、言語に関する学級を小学校1校に設置しています。

相談件数については、平成30年度と比較すると令和4年度末では減少しているものの、通級児童・生徒数に大きな変動は見られません。(図2参照)

◇設置校(令和5年5月1日現在)

学校名	開設	学級数	人数
黒門小学校(難聴)	平成11年	1	5人
黒門小学校(言語)		3	58人
柏葉中学校(難聴)	昭和41年	1	9人

(図2)



※通級児童・生徒数は、各年5月1日時点の人数。

※相談件数は、当該年度または次年度の入級に向けて実施した件数を表しており、令和5年度は年度末における予測数値。

②対象となる児童・生徒

本区の難聴学級は、補聴器等の使用によっても通常の話し声を理解することが困難な程度ではあるが、一部特別な指導(※1)により、通常の学級での学習におおむね参加できる児童・生徒が対象となります。

本区の言語学級は、口蓋裂（※2）、構音器官（※3）のまひ等により思うように発音ができない、吃音（※4）による話し言葉のリズムに障害がある、または、話す・聞く等の基礎的機能に発達の遅れがあるものの、一部特別な指導を行うことにより、通常の学級での学習におおむね参加できる児童・生徒が対象となります。

- （※1）一部特別な指導 … 個別指導を中心に、一人ひとりの障害の状態や発達段階に応じた指導目標を設定し、障害による学習上または生活上の困難を改善・克服するための指導を指します。
- （※2）口蓋裂 … 胎児の段階で上顎が割れた状態となり、口の中の天井に相当する口蓋が裂けている状態を言います。発語への影響として、話をする際に口の中に空気を保つことができず、鼻に漏れてしまいます。
- （※3）構音器官 … 言葉を発するのに必要な器官（舌、上顎、唇等）を言います。
- （※4）吃音 … 話す際に、なめらかに言葉が出てこない状態を言います。例えば言葉に詰まる、一部の音を繰り返したり、引き伸ばしたりする症状があります。

③指導の概要

難聴指導では、補聴器や人工内耳を活用し、聞き取る力、聞こえにくさに対応する力を身に付ける指導や授業で理解できなかった部分の補習を行っています。またオーディオメータ（聴力検査機）や防音室を設置し正確な聴力測定に努めています。

言語指導では、舌や唇の動きを高める練習により、正しい音での発音を習得し、話すことへの自信に繋げることで他者とのコミュニケーションの力を高めていきます。

指導対象の児童・生徒は、普段は在籍級で授業を受け、週1～2回程度の決められた時間に学級に通い、個別指導を中心に行います。

④今後の課題

難聴学級（黒門小・柏葉中）及び言語学級（黒門小）の通級児童・生徒数は、大きな増減はなく、例年一定数で推移しており、今後も、きめ細かな指導を安定的に行うために、引き続き学級備品等の充実を図っていくことが必要となります。

(3)特別支援教室(東京都の独自制度。通級指導学級の一つ)

①設置状況

令和5年5月現在、小学校4校、中学校1校を拠点校とし、同校から教員が各小中学校を巡回・指導することにより、対象児童・生徒は、在籍校において指導を受けています。

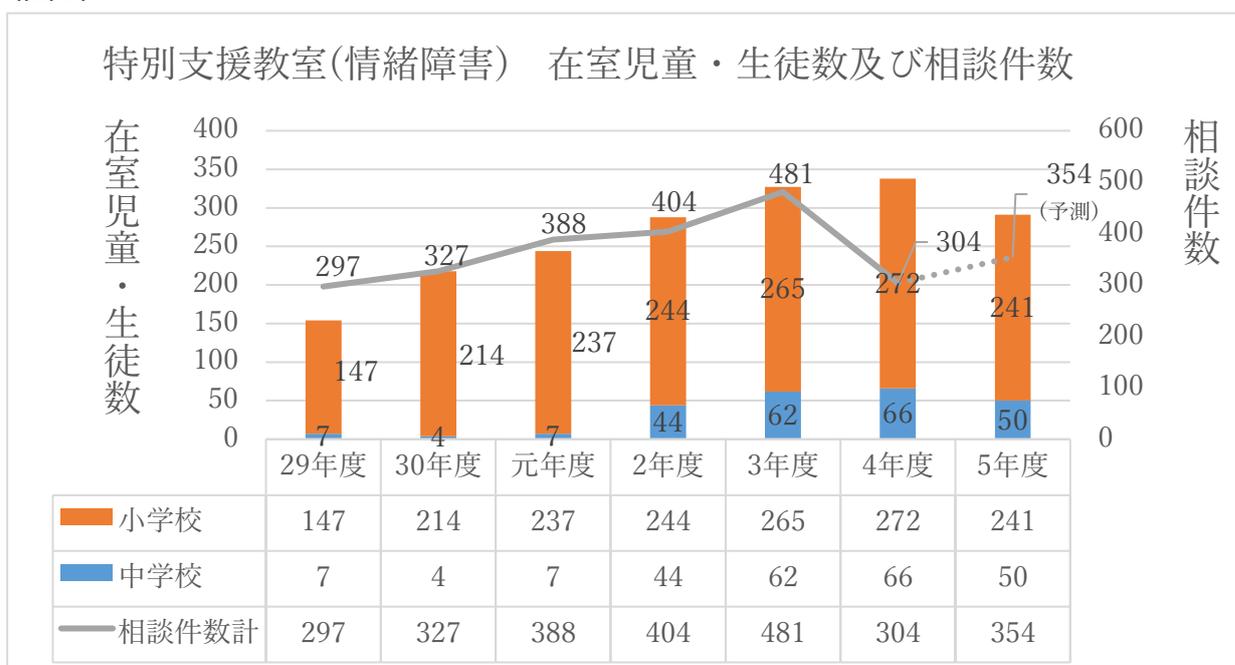
発達障害や特別支援教室に対する保護者の理解が進んだことにより、相談件数、在室者数は増加傾向にあり、ニーズが高まっています。令和3年に東京都の「特別支援教室の運営ガイドライン」が作成され、指導期間の考え方などが明確化されました。これにより、令和4年度の相談件数や令和5年度の在室児童・生徒数は減少したものの、令和5年度の相談件数は増加する見込みです。(図3参照)

◇設置校(令和5年5月1日現在)

学校名(拠点校)	開設	人数	合計
平成小学校	平成22年	67人	241人
谷中小学校	平成29年	33人	
大正小学校	平成元年	59人	
石浜小学校	平成27年	82人	
御徒町台東中学校	平成19年	50人	50人

※開設は、通級指導学級として設置された年を表している。

(図3)



※在室児童・生徒数は、各年5月1日時点の人数。

※相談件数は、当該年度または次年度の入室に向けて実施した件数を表しており、令和5年度は年度末における予測数値。

②対象となる児童・生徒

小学校または中学校の通常の学級に在籍し学級での学習におおむね参加できるが、自閉スペクトラム症（※1）、注意欠如・多動症（※2）、限局性学習症（※3）、情緒障害（診断の有無に関わらず、疑いや傾向を含む）により、学習上または生活上の困難の改善・克服を目的とする指導が必要とされ、一部特別な指導を必要とする児童・生徒が対象となります。

（※1）自閉スペクトラム症（ASD） … 「コミュニケーションや対人関係の困難さ」「興味や関心の偏りとかこだわり」「感覚の過敏さまたは鈍さ」が発達早期からみられることが特徴です。

（※2）注意欠如・多動症（ADHD） … 「不注意（集中力が続かない・注意が逸れやすい）」、「多動性・衝動性（じっとしてられない・順番を待てない・相手の行動を遮る）」といった症状が特徴です。

（※3）限局性学習症（SLD） … 全般的な知的発達の遅れ等はないものの、「読む・書く・計算（数学的推論）」のいずれかの能力に遅れがある状態を指します。

③指導の概要

教科の大部分を通常の学級で授業に参加することを原則とし、週1～2回程度、学習上または生活上の困難を改善・克服するために特別支援教室において特別な指導を受けます。

特別支援教室では、自己にどのような特性があるのかを理解し、それらが及ぼす学習上の困難や生活上の困難について理解を深め、自己の行動や感情をコントロールする力や他者の考えや気持ちを読み取る力の習得を目的とした、自立して社会参加する力を養うための指導が行われます。

④今後の課題

近年の入室相談や入室希望者の増加に対し、個々の児童・生徒に適したきめ細かな指導を行うためには、引き続き教員の配置を調整していくとともに、状況に応じて、拠点校数や指導方法を見直していくことが必要となります。

また、児童・生徒が、退室後も通常の学級において他人との意思疎通や人間関係の形成が問題なくできるよう、引き続きサポートすることが必要となります。

一方で、特別支援教室での指導では十分な効果を上げることが困難な児童・生徒に対しては、より日常的にきめ細かく指導が受けられる教育環境を提供することが必要となります。

(4)自閉症・情緒障害特別支援学級

①設置状況

令和5年度現在、本区は自閉症・情緒障害特別支援学級は未設置であり、自閉スペクトラム症や情緒障害等のある児童・生徒に対しては特別支援教室において指導を行っています。

②対象となる児童・生徒

国の通知(平成25年10月4日付25文科初第756号「障害のある児童生徒等に対する早期からの一貫した支援について」)によると、知的障害を伴わず、自閉スペクトラム症または情緒障害(心理的な要因による選択性かん黙(場面かん黙))により、他者との意思疎通及び対人関係の形成、社会生活への適応が困難である程度の児童・生徒が対象となります。

③指導の概要

個別及び小集団での指導を原則とし、個々の特性に応じた指導により、通常の学級に準じた各教科の指導を行うとともに、他者との意思疎通、人間関係の形成に関する指導及び心身の調和的発達の基盤を培う自立活動の指導を行います。

また、児童・生徒の自立を促し、社会への適応力を一層高められるよう、一人ひとりの状況に応じて、通常の学級との交流や共同学習を行います。

④設置に向けての課題

自閉スペクトラム症または選択性かん黙等の情緒障害を有している児童・生徒の障害の状態は様々であるため、入級対象者をどのように判断するか、その基準設定が必要となります。

さらに、通常の学級とは異なり、個々に応じた指導内容・指導方法、カリキュラムを組み立てていく必要があることから、豊富な専門的知識や指導力を有する教員等の確保が必須となります。

(5)その他の特別支援学級(視覚障害、肢体不自由、病弱・身体虚弱)

令和5年度現在、本区は視覚障害、肢体不自由、病弱・身体虚弱といった特別支援学級は未設置です。

現在、対象となる児童・生徒は、他区の特別支援学級や国や都等の特別支援学校に通っています。引き続き、適切な教育環境のもとで指導が受けられるよう、国や都、他の自治体と連携を図っていきます。

【参考】

◇視覚障害、肢体不自由、病弱・身体虚弱に係る特別支援学級等に通う児童・生徒数

学級種別		令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
小 学 校	視覚障害	2人	2人	1人	1人	1人
	肢体不自由	17人	18人	16人	12人	14人
	病弱・身体虚弱	0人	0人	0人	0人	0人
小学校 計		19人	20人	17人	13人	15人
中 学 校	視覚障害	1人	0人	1人	1人	1人
	肢体不自由	4人	4人	5人	6人	7人
	病弱・身体虚弱	0人	0人	0人	0人	0人
中学校 計		5人	4人	6人	7人	8人
小中学校 合計		24人	24人	23人	20人	23人

※児童・生徒数は、各年5月1日時点の人数。

4 特別支援学級の整備方針

各特別支援学級の現状と課題を踏まえ、以下のとおり整備を進めます。なお、視覚障害、肢体不自由、病弱・身体虚弱の特別支援学級については、国や東京都等と引き続き連携を図っていきます。

(1)知的障害特別支援学級の増設に向けた取り組み

知的障害特別支援学級は、令和6年度に東泉小学校に新設を予定しており、その後の大規模改修での充実も検討しています。

近年の在籍児童の増加傾向を鑑みると、特に小学校においてニーズが高まることが予測されます。これまでの在籍児童・生徒数の推移をもとに、学級増設の検討を行う目安を「現在の設置校で対応できる児童・生徒数の8割程度に達した場合」とし、適切な教育環境が確保されるよう、学級数の増、設置校の増に取り組んでいきます。

(2)自閉症・情緒障害特別支援学級の新設に向けた取り組み

特別支援教室での指導のみではその効果が現れにくい児童・生徒に対して、効果的な指導を提供するために、自閉症・情緒障害に関する固定学級を設置します。

既に固定学級を設置している他区等へ情報収集を行いながら、学校と連携して、教室の確保や入級基準の設定、指導人材の確保、指導方法・内容の確立などの課題解決を図り、今後5年程度の間、全小中学校のうち小学校1校及び中学校1校に各1学級を新設します。また、在籍児童・生徒数の推移、運営状況を踏まえながら、その後の増設も適宜検討していきます。

(3)通級指導学級(難聴・言語)、特別支援教室の安定した運営に向けた取り組み

通級指導学級(難聴・言語)については、通級児童・生徒数は例年一定数で推移し、今後も大きな変動はないと見込まれます。引き続き、質の高い教育を提供していただけるよう学級備品等の充実を図ります。

特別支援教室については、引き続き、個々の児童・生徒に適したきめ細かな指導を行うため、今後自閉症・情緒障害特別支援学級の設置に合わせて、当該教室及び学級の入級基準を明確にするとともに、児童・生徒が集中して指導を受けられるよう、設備面での充実に取り組めます。

また、指導面においては、今後の在室児童・生徒数の状況に応じて、区独自の指導人材の確保や、拠点校への教員配置数や拠点校数の見直し、子供の実態に合わせて小集団指導を取り入れるなど指導方法の見直しを検討するとともに、各校に配置された特別支援教育コーディネーターの育成を進め、教員との連携を強化して、指導体制の充実に努めます。

5 整備にあたって

特別支援学級のうち、特に知的障害及び自閉症・情緒障害の学級整備にあたっては、スペースや設備、区内の設置校分布状況に留意しておく必要があります。具体的には、指導スペースを一定程度確保できること、安心して学校生活を送るための設備があること、区内どこからでも、通いやすい距離に設置校があることなどが挙げられます。また、大規模な工事が必要となる場合は、各小中学校の大規模改修スケジュールを確認の上、調整を進めることが必要です。

加えて、校内全体での特別支援学級の運営にも留意する必要があります。年度によって学級数は増減するものの、全体の運営を考慮すると、1校あたり3学級24名以下であることを原則とします。そのためにも、区内に偏りなく学級設置校を配置していく必要があります。

また、特別支援学級に在籍する児童・生徒に対して、きめ細かな指導を行うために、教員に加え講師や特別支援教育支援員を確保する必要があります。

特別支援学級の在籍児童・生徒数の推移や区内の就学人口及び就学前人口の推移、区の人口推計等を参考に、特別支援教育に関するニーズの変化を見極めながら、学校と連携して今後の整備を進めていきます。

◇各特別支援学級在籍児童・生徒数、及び区の就学・就学前人口の推移(単位:人)

	特別支援学級(※1)	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
小学校	知的障害固定学級	39	46	47	49	47	55	65
	通級指導(難聴・言語)	78	80	84	77	75	71	63
	特別支援教室	147	214	237	244	265	272	241
小学校 計		264	340	368	370	387	398	369
中学校	知的障害固定学級	25	25	27	34	36	36	31
	通級指導(難聴)	8	5	10	9	13	8	9
	特別支援教室	7	4	7	44	62	66	50
中学校 計		40	34	44	87	111	110	90
小中学校 合計		304	374	412	457	498	508	459
区立小中学校 在籍児童・生徒数(※2)		8,955	9,067	9,169	9,239	9,350	9,341	9,264
就学前人口(0～5歳) (※3)		8,088	8,193	8,229	8,281	7,969	7,636	7,275

(※1)各特別支援学級の在籍児童・生徒数は、各年5月1日時点の人数。

(※2)区立小中学校の在籍児童・生徒数は、各年4月7日時点の人数。

(※3)就学前人口(0～5歳)は、各年4月1日時点の人数。